

平成 29 年度における公共工事の入札・契約制度について

1 工事契約における最低制限価格の算出に係るランダム係数設定方法の変更 ＜平成 29 年 2 月 21 日公表・再掲＞

最低制限価格から予定価格までの範囲内に入札がない場合で、最低制限価格の「算定基礎額※」から「算定基礎額にランダム係数の最大値（1.0050）を乗じた価格」の範囲内に入札があったときは、その範囲内で最も高い入札の価格を最低制限価格の上限額とし、その上限額以下になるよう算定基礎額に乘じるランダム係数を設定するよう変更します。

※ 最低制限価格の算定基礎額

直接工事費×1.00+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55

(平成29年 2 月 21 日公表資料)

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20170221saiteiseigenkakakuminaoshi.pdf>

2 格付等級及び発注標準金額変更 ＜平成 29 年 2 月 7 日公表・再掲＞

工種「上水道」について、格付等級を 3 区分から 2 区分に変更し、発注標準金額は格付等級 A を「1 億 3,000 万円以上」に、格付等級 B を「1 億 3,000 万円未満」に変更します。

(平成29年 2 月 7 日公表資料)

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20170207kakuzuke-oshirase%20.pdf>

3 入札参加資格で設定する「施工実績」の見直し

入札参加資格で設定する「施工実績」について、当該施工実績が本市発注工事の場合には、不適格基準である 65 点を下回る工事成績の工事は施工実績として認めないこととします。

4 「隣接施工」の対象工種の一部廃止

請負事業者の適格性の審査項目である「隣接施工」の対象とする工種について、「港湾」を廃止し、「土木、舗装又は上水道」のみに変更します。

5 技術力結集型共同企業体の対象工事の見直し

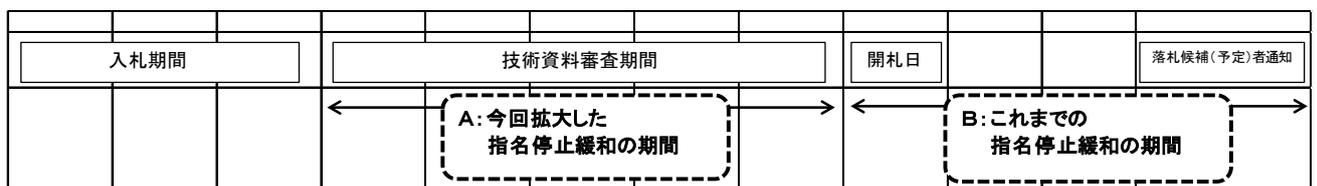
一般競争入札（条件付）における技術力結集型共同企業体の施工の対象とすることができる工事について、工種「港湾」は工事費「2 億円」以上とされていますが、入札参加資格の所在区分で市内企業以外も設定する工事は、工事費「5 億円」以上に見直します。なお、市内企業のみを設定する工事は、従来どおり工事費「2 億円」以上です。

6 落札候補（予定）者通知後の辞退における指名停止緩和の拡大

工事の入札において、落札候補者等となった工事（以下、「落札候補工事」という。）の開札日から落札候補（予定）者通知日までの間（下記Bの期間）に、他の本市発注工事の入札の落札候補者等となったことにより、落札候補工事の落札者となることを辞退する場合には、指名停止としない緩和措置を行っています。

これに加え、**総合評価落札方式については、落札予定者となった場合、当該入札の入札期間最終日の翌開庁日から開札日の前開庁日までの間（下記Aの期間）に他の本市発注工事の入札の落札候補者等となったことにより、落札者となることを辞退する場合には、指名停止の対象とせず、緩和措置を拡大します。**

【総合評価落札方式による工事の辞退にかかる指名停止の緩和のイメージ】



詳細については、次のお知らせをご参照ください。

「総合評価落札方式対象の工事入札の落札候補（予定）者通知後の辞退における指名停止緩和の拡大について」

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20170403shimeiteishikanwa.pdf>

7 総合評価落札方式に関する見直し <平成 29 年 3 月 24 日公表・再掲>

(1) 評価値の算出方法の見直し

総合評価落札方式の標準型・簡易型・特別簡易型を対象に、低入札抑制のため、**評価値の算出方法を見直します。**入札価格が調査基準価格未満の場合には、**評価値の算出に用いる価格は、調査基準価格とします。**

(2) 評価項目の見直し

総合評価落札方式における、評価項目を次のとおり変更します。

ア 若手・女性の育成機会を拡大するため「新たな担い手の育成」（加算点1点）を試行実施

イ 「地域への貢献」（横浜型地域貢献企業認定有無）の加算点を1点から2点に引上げ

詳細については、次のお知らせをご参照ください。

「平成 29 年度 総合評価落札方式に関する変更内容について」

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/sougouhyouka/pdf/h290401oshirase.pdf>

8 実施時期

上記 1 及び 2 は、平成 29 年度契約の工事（公告又は指名済みの工事も含む。）から実施しています。

3 から 7 については、平成 29 年 4 月 1 日以降に公告又は指名する工事から実施します。

担当：（1～6 について） 財政局契約第一課

電話（671） 2244・2245

（7 について） 財政局公共施設・事業調整課

電話（671） 4084